



令和8年度

国土強靱化に資する税制改正要望事項の概要

令和7年8月

内閣官房 国土強靱化推進室



国土強靱化に資する関係府省庁の税制改正要望事項は以下のとおり。

＜浸水対策＞

【延長】

①高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る特例措置の延長 (不動産取得税・固定資産税)

高規格堤防整備事業により家屋の移転の対象となった者に対し、高規格堤防特別区域の公示日から2年以内に建替家屋を取得した場合の不動産取得税について、課税標準から従前家屋の価格を控除する特例措置を2年間延長する。

また、高規格堤防整備事業のために使用された土地に従前権利者が取得した建替家屋の固定資産税について、従前権利者居住用住宅については2/3、従前権利者非居住用住宅及び非住宅用家屋については1/3を、新築後5年間減額する特例措置を2年間延長する。
(国土交通省)

【延長】

②浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）

浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者が水防法に規定する避難確保・浸水防止計画に基づき取得する浸水防止用設備（防水板、防水扉、排水ポンプ、換気口浸水防止機）に係る固定資産税について、最初の5年間、課税標準を1/2～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合（参酌基準：2/3）とする特例措置を3年間延長する。
(国土交通省・内閣府)

【延長】

③浸水被害軽減地区の指定に係る課税標準の特例措置の延長 (固定資産税・都市計画税)

洪水浸水想定区域内で、浸水の拡大を抑制する効用があると認められる輪中堤や自然堤防等の盛土構造物を、水防管理者が水防法に基づき浸水被害軽減地区として指定した場合に、当該資産に係る固定資産税及び都市計画税について、指定後3年間、課税標準を1/2～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合（参酌基準：2/3）とする特例措置を3年間延長する。（国土交通省）

＜交通ネットワークの確保＞

【延長】

④港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換等の場合の課税の特例措置の延長（所得税・法人税）

環境負荷の低減を図るとともに、円滑な港湾整備や災害復旧の体制を確保するため、環境性能の高い作業船に買換えた場合の譲渡益を80%まで圧縮記帳することができる特例措置について、3年間延長する。
(国土交通省)

＜大規模倒壊の防止＞

【延長】

⑤既存住宅の耐震改修に係る特例措置の延長（所得税・固定資産税）

昭和56年5月31日以前に建築された家屋について一定の耐震改修工事を行った場合、標準的な工事費用相当額（上限250万円）の10%等を工事年分の所得税額から控除する特例措置を2年間延長する。

また、昭和57年1月1日以前から所在する住宅について一定の耐震改修工事を行った場合、翌年度の固定資産税額を1/2減額する特例措置を2年間延長する。

（通行障害既存耐震不適格建築物の耐震改修については、翌年度から2年間の固定資産税額を1/2減額する特例措置を2年間延長する。）

（国土交通省・内閣府）

【延長】

⑥耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に係る税額の減額措置の延長（固定資産税）

耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられた建築物で耐震診断結果が報告されたものについて、政府の補助を受けて耐震改修工事を行った場合（平成26年4月1日から令和8年3月31日までの間）の固定資産税の減額措置（工事完了の翌年度から2年間1/2減額）を3年間延長する。

（国土交通省・内閣府）

＜情報伝達ルートの確保＞

【拡充・延長】

⑦地震防災対策用資産に係る課税標準の特例措置の拡充・延長（固定資産税）

不特定多数の者が利用する施設等地震防災上の措置が必要な施設・事業等の管理・運営を行う個人・法人が、緊急地震速報受信装置等の地震防災対策用資産を取得した場合の固定資産税の課税標準を3年間2/3に軽減する特例措置について、対象地域を全国に拡充し、適用期限を3年間延長する。

（内閣府・国土交通省）

＜エネルギー供給源の多様化・分散化＞

【拡充・延長】

⑧再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充・延長（固定資産税）

一定の再生可能エネルギー発電設備の固定資産税を軽減する措置について、地域と共生した国産再生可能エネルギーの普及拡大を図るため見直しを行った上で、適用期限を延長する。

（経済産業省・農林水産省・環境省）

＜複合・二次災害の抑止＞

【延長】

⑨市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長

（所得税・法人税）

所有する事業用資産を譲渡し、市街地再開発事業の保留床を取得し、事業の用に供した場合、譲渡益の80%について課税を繰り延べる（損金算入）特例措置を3年間延長する。（国土交通省）

【延長】

⑩災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置の延長

（登録免許税）

災害ハザードエリアから安全な区域に施設又は住宅を移転する場合に、移転先として取得する土地建物に係る登録免許税を1/2に軽減する特例措置を3年間延長する。（国土交通省）

＜地方拠点強化＞

【拡充・延長】

⑪地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充・延長

（所得税・法人税等）

企業の地方移転等を促進し、地方における雇用創出を図るため、地方拠点強化税制の適用期限を2年間延長するとともに、企業へのインセンティブを高めるための措置へと見直しを行う。（内閣府）

＜公共用地の確保＞

【延長】

⑫相続税等納税猶予農地を公共事業用地として譲渡した者に対する利子税の免除特例措置の延長（相続税・贈与税）

公共事業推進の大前提となる迅速かつ円滑な用地取得を図るため、相続税又は贈与税の納税猶予を受けた農地を公共事業用地として譲渡した者について、納税猶予期間中の利子税の全額を免除する措置を5年間延長する。

（国土交通省）

＜財源確保方策の検討＞

【新規】

⑬第1次国土強靱化実施中期計画等を踏まえた財源確保方策の検討の開始

「第1次国土強靱化実施中期計画」及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」を踏まえ、国土強靱化施策の財源確保方策の検討を開始する。

（内閣官房、内閣府、警察庁、こども家庭庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省）